

農作業安全の手引き

令和 7 年 3 月

岐阜県農政部農産園芸課

は じ め に

農作業中の死亡事故は、全国で年間 2 5 3 件（令和元年～令和 5 年、5 年平均）、本県においても、年間 4 . 4 件（令和元年～令和 5 年平均）発生しています。中でも、農業機械の利用に伴う 7 0 歳以上の高齢者の事故が目立って発生している状況です。

農作業事故による死亡・ケガの発生は経営にも大きな影響を及ぼしかねません。このため、事故の発生状況や要因等を的確に把握し、農業機械を利用する農業者及び関係者等が安全意識、知識及び技能の向上を図り、農作業事故の発生を防止することが重要です。

この手引きは、関係機関の御協力を得て、農作業事故の関連情報及び安全対策についてまとめたものです。

農業者が集まる会合等における農作業安全の確保に向けた注意喚起など、各地域での農作業安全運動の推進の一助として、この手引きをご活用いただきますようお願いします。

令和 7 年 3 月

岐阜県農政部農産園芸課



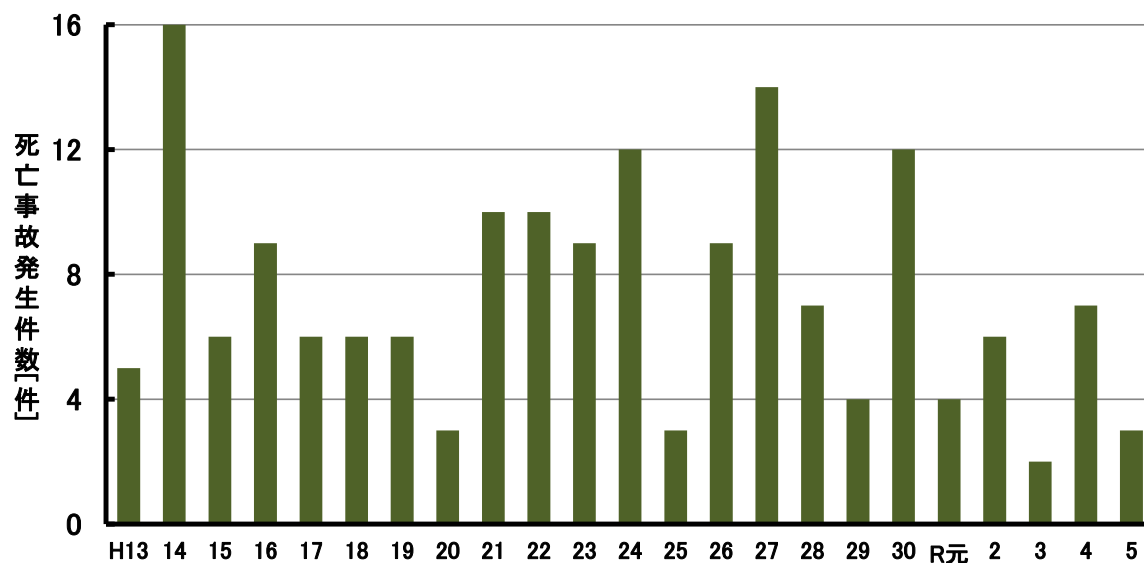
1 本県における農作業死亡事故発生状況について

(1) 調査方法

農林水産省の農作業事故調査に協力して実施する、厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡個票を閲覧する方法及び県が独自に調査している事故情報を集計したものです。

(2) 本県における農作業死亡事故発生件数の推移

令和5年に、本県では3件の農作業死亡事故が発生しました。直近5年間でみると、年間4.4件の死亡事故が発生しております。

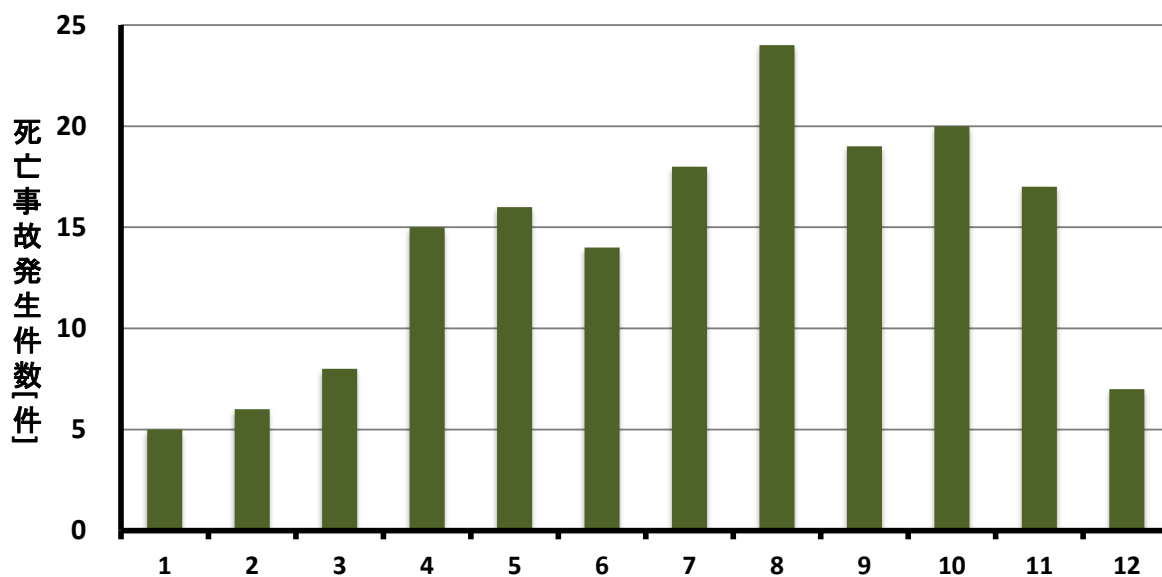


図－1 農作業死亡事故発生件数（平成13年～令和5年）

(3) 農作業事故の発生状況

ア 月別発生状況

月別の発生状況は、農繁期に事故が集中しており、4月から6月はトラクターによる事故、8月から10月にかけては、コンバインの事故が目立ちます。

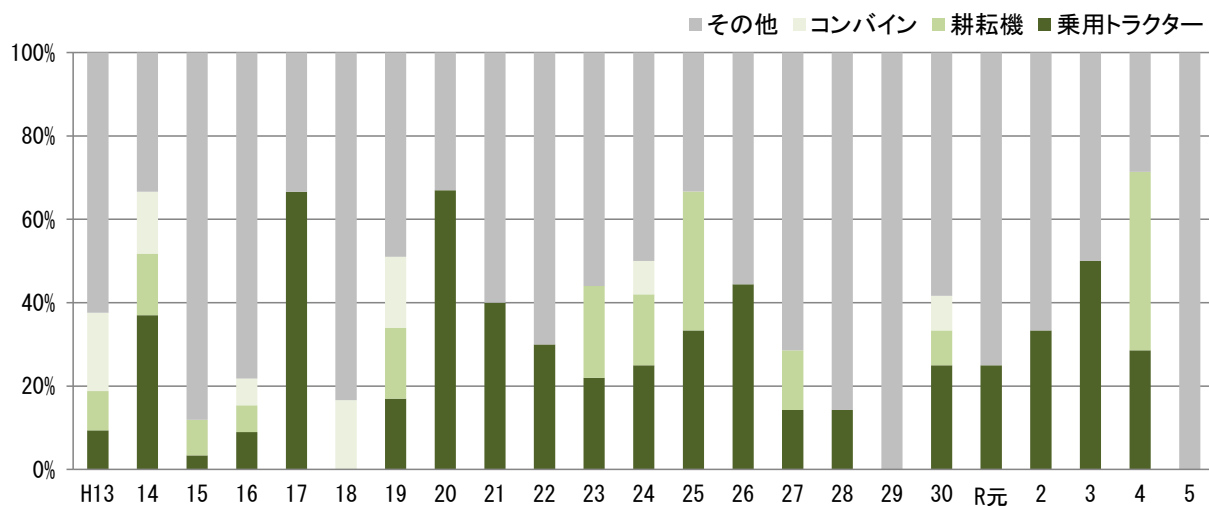


図－2 農作業死亡事故月別発生件数（平成13年～令和5年）

イ 機種別発生状況

農業機械作業における機種別の事故発生状況をみると、乗用トラクターの事故が目立ち、次いでコンバインによる事故が発生しています。また、耕耘機の事故も散見されます。

その他には、刈払機や運搬車の事故が含まれ、近年では多様な機械事故が報告されています。



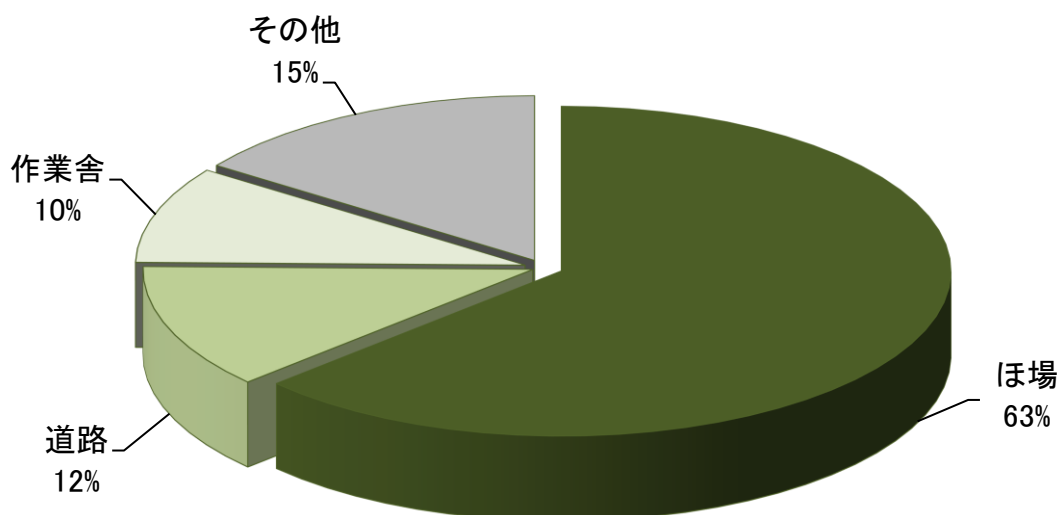
図－3 機種別発生状況（平成13年～令和5年）

ウ 場所別発生状況

ほ場での事故発生件数が約60%を占めています。

ほ場内における事故は、乗用トラクターやコンバインによる事故が多くみられます。

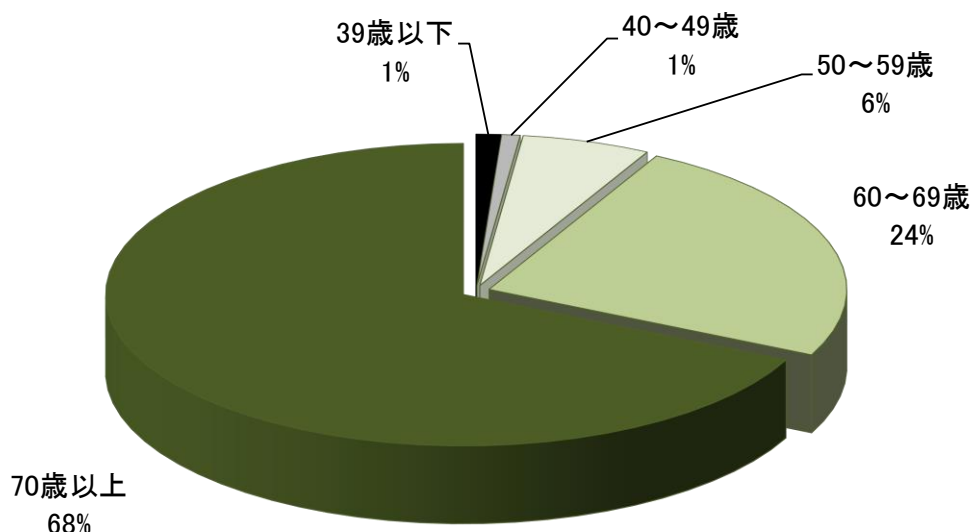
道路では乗用トラクターによる移動中の転落事故や運搬車による運搬中の事故がみられます。



図－4 場所別発生状況（平成13年～令和5年）

エ 年齢別発生状況

年齢別の事故発生状況をみると、60歳以上の事故が、総件数の90%以上を占めており、農作業事故に占める高齢者の割合が非常に高くなっています。



図－5 年齢別発生状況（平成13年～令和5年）

オ 受傷部位・内容別発生状況

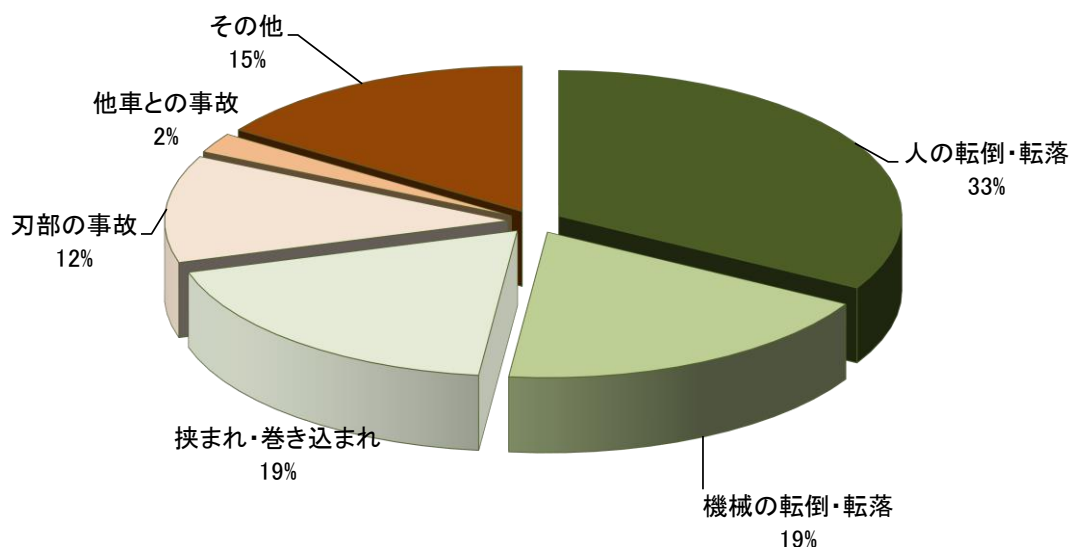
トラクターでは、転倒転落によって下敷きとなり、圧迫や外傷性ショックなどにより死亡するケースが非常に多くなっています。

耕耘機では、後進時に障害物との間に体が挟まれ、胸部を圧迫される事故や、ロータリーに巻き込まれて、足を切断する事故がみられます。

コンバインでは、脱穀部への巻き込まれによる手指の切断や裂傷、刈払機では、使用中の異物の飛散や刃部に接触しての切傷などがみられます。

カ 原因別発生状況

人の転落・転倒、機械の転落・転倒、回転部等への挟まれ・巻き込まれが多く、総件数の約70%を占めています。



図－6 農作業事故の発生原因（平成13年～令和5年）

2 農作業安全に関するアンケート調査内容

この内容は、これまでに岐阜県内で行った農作業安全講習会等において、アンケートを実施した内容を取りまとめたものです。

1 農作業中にヒヤリとしたこと（ヒヤリとした時）はありますか？

（主な回答）

- ・ゴーグルを着けずに刈払機を使用しているときに石が目飛んできたとき。
- ・トラクターでは場から出るとき、傾斜を斜めに入ってしまい、横転しそうになった。
- ・コンバインで回転するときに、他の作業員が作業範囲に近くにいて、接触しそうになった。
- ・トラクターで作業中、居眠りをしてしまった。
- ・急な坂を運搬車でのぼっている時に荷物が落ちて転がって行った。
- ・田植機で水田から道路へ出るときに転倒しかけた。
- ・ハウス内で耕うん作業時、前進と後進のギヤを間違えて、ハウスにぶつかりそうになった。
- ・管理機を使用中にバランスを崩して機械が倒れたこと。
- ・ボブローダーのアームを上げすぎて、後ろに倒れかけたとき。

2 農作業安全のために気をつけていることは、どんなことですか？

（主な回答）

- ・適度な休憩をとり、無理をしすぎないようにする。
- ・機械を使うときは必ず周りを確認している
- ・機械など動くものには注意する
- ・安全確認してからエンジンをかける
- ・後退する時など周りを良く見て、ボブローダーなど運転しています
- ・曲がるときには人がいなくても出来る限り一時停止をする
- ・作業時には暑くても長袖、長ズボンに心がける
- ・圃場内と道路内とのスピードを考えて走っている
- ・一つひとつの作業を安全に正確に行う
- ・発進するときは周りを見てから発進する
- ・ほ場に入るときには常に直角に進入するようにしている。

農作業中に、大きな事故にはつながらなかったもののヒヤッとしたことを経験している農業者が多く、農作業安全に注意している農業者の方が多いことが伺えました。

3 地域ぐるみの農作業安全対策

自分の安全は自分で確保することが、地域の安全につながります。

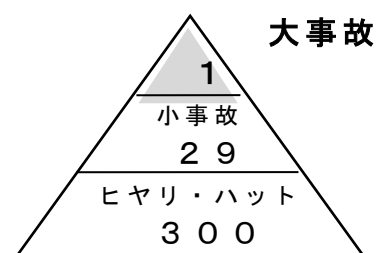
多くのヒヤリ事故の中から重大事故が発生しています。

危険の兆候を早くとらえることができれば、「無事故」又は「ヒヤリ事故」ですみますが、タイミングが遅くなれば「事故」になり、軽症から死亡・後遺障害を含む「重大事故」にまでなってしまう恐れがあります。

地域における農作業事故根絶に向けて、農業者の会合等で農作業安全確認の意識向上に向けて、どのような取組がもっとも効果的か、地域の皆様で検討することが大切です。

○ハインリッヒの法則とは？

ある1つの重大事故が発生した場合、同じ原因で29件の軽い事故が発生し、300件のヒヤリ事故が発生していると言われています。
(1 : 29 : 300)



○安全への第一歩

農作業を行う気持ちを、服装等を変えることで切り替えましょう。

「仕事への気持ちの切り替え」のポイント

- (1) 作業計画を確認する
- (2) 作業に適した作業服に着替える
- (3) 適切な安全保護具、衛生保護具を使用する
- (4) 作業中に発生するかもしれない危険について予測し、対策を考える

○危険予知訓練

次の手順で作業をする人が個々又はグループで危険予知訓練を行いましょ

- う。
- (1) これから取り組む作業について、起こりそうな危険について考える
- (2) 想定した危険に遭遇したときの対処法を考える
- (3) 想定した危険に遭遇しないようにするための行動を考える

危険予知活動は、1回5分程度しかかかりません。

次の休憩までの作業について、危険予知を習慣づけましょう。

「昨日と同じだから省略」は危険です。

○農作業事故ゼロの心得

農作業でも「危機管理」の意識が大切です。

危機管理の手順の5段階

- (1) 危険の存在を認識する
- (2) 危険を確認する
- (3) 危険被害の推定
- (4) 危険対策の評価
- (5) 危険回避行動

○農作業安全のポイント

① 取扱説明書をしっかりと読みましょう

農業機械に付属の説明書をしっかりと読み、農業機械の機械特性、操作方法等を習得しましょう。

② 安全装備を活用しましょう

農業機械には、事故を防止のために、様々な安全装置が付いています。安全装置が付いている箇所や、使用効果等を確認しましょう。

③ 始業点検、終業点検、定期点検を実施しましょう

農作業安全に関するチェックシート等を作成・活用して、定期的な点検を行いましょう。

④ 機械操作に必要な特殊免許等を取得しましょう

大型化・高性能化している農業機械は、特殊免許(大型特殊免許、けん引免許等)が必要となる場合があります。操作時には、法令厳守のためにも特殊免許の取得をしましょう。

⑤ 作業の基本を身につける

農業機械に装備されている様々な装置の特性や、運転操作方法等について、納入業者からの指導を受けるとともに、研修会や農業機械士からも指導を受けましょう。

特に、機械の更新直後は新しい機械操作に慣れず事故が発生しやすくなりますので、注意しましょう。

⑥ 休憩時間を必ず作る

疲労を感じながらの作業継続は集中力の低下を招き、事故になることが多い傾向にあります。

通常作業なら2時間程度に1回、きつい作業はより頻繁に休憩を取りましょう。

機械能力、経験等に合わせて、無理のない作業計画を立てましょう。また、休憩時に、危険予知活動を忘れずに行いましょう。

⑦ 機械格納庫の整備

整理整頓に努めましょう。

格納庫内での点検調整のために、床が平らで、適切な明るさがあり、換気が行われる空間を確保しましょう。

(具体例)

- ・一つの機械を使うのに多くの機械を動かすようなことがないように格納する。
- ・小さな物は棚を使って立体的に置く。
- ・車輪のない大きな作業機は台車等に乗せて格納する。 等

⑧ 家からほ場までの安全確保

他の自動車などと接触しないように安全運転で移動しましょう。

路肩を踏み外して転落しないように、路肩に寄り過ぎないように注意しましょう。

転倒時の安全スペース確保のため、安全キャブや安全フレームの付いたトラクターやコンバインを使い、シートベルト着用を徹底しましょう。

⑨ 圃場での安全確保

段差のあるほ場への出入りは、歩み板や十分な幅と長さのある進入路を利用しましょう。

また、傾斜に対して直角の向きで出入りしましょう。

「急」のつく操作（急発進、急ハンドル、急ブレーキ等）は避けましょう

旋回時や後進時は、周囲の安全を確認しましょう。

共同作業や家族との間で、機械が動く際の声掛けや合図を決めましょう。

点検整備・清掃中は、必ずエンジンを止めましょう。

⑩ ほ場から家への安全確保

トラクターでは、ほ場を出る前に、ブレーキペダルの連結を必ず確認しましょう。

低速車マークや反射資材を活用し、他の自動者などからの衝突を回避しましょう。

⑪ 園芸施設での作業安全

歩行型管理機での耕うん作業中に後退時にハンドルに体が持ち上げられる事故が頻発しています。

ハンドル回転式の管理機を使用しましょう。また、後退発進時の急発進は避けましょう。

⑫ 果樹園での作業安全

脚立やはしごを使う高所作業は、バランスを崩し転落の可能性が高まります。無理な脚立の使い方をしないようにしましょう。

脚立上は、バランスが悪いので重心のかけ方に注意しましょう。

また、スピードスプレーヤーでの防除は、枝等の周囲に注意しましょう。

⑬ 畜舎内作業の安全確保

給餌車、配飼車または家畜に挟まれないようにしましょう。

フォークで足を突かないようにしましょう。

サイロに入る時は、サイロ内が酸欠状態になっていないかチェックを必ず行いましょう。

○ 救急処置と労災保険の加入

農作業事故と救急措置

事故発生時の、救急処置や対応方法等を事前に確認しておきましょう。
一人で作業中の事故は、携帯電話を持つことで救命につながることもあります。
作業中も携帯電話を持つようにしましょう。

★正しい応急処置

- (1) 事故を発見したら、まず機械のエンジンを停止する。
(家族全員が所有機械のエンジン停止方法を知っておくこと)
- (2) ケガの様子を正しく把握し、救急出動の連絡をする。
- (3) 救急隊到着までの間に適切な応急処置を施す。
- (4) 救急隊が到着したら、施した処置について報告する。

労災保険制度のあらましについて

・万が一の事故に備え、療養・休業給付遺族給付が受けられる労災保険の特別加入制度が設けられています。

次の３つの区分のいずれかに特別加入することができます。

農作業事故の補償を得るため、営農の実態に合った労災保険に加入しましょう。

	① 特定農作業従事者	② 指定農業機械作業従事者	③ 中小事業主等
加入資格	経営耕地面積 2 h a 以上または、年間農畜産物販売金額 3 0 0 万円以上の規模を有し、農業機械を使用する作業などの特定の農作業に従事する農業者（家族従事者を含む）	指定された機械を使用し、土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取の作業を行う農業者（家族従事者を含む）	① 常時 3 0 0 人以下の労働者を使用する事業主とその事業従事者（家族従事者など） ② 年間 1 0 0 日以上労働者を使用する事業主とその事業従事者（家族従事者など） ※その事業の労災保険に係る事務処理を委託していること
補償対象作業	土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜・蚕の飼育の作業のうち、次に掲げるもの ① 動力により駆動される機械を使用する作業 ② 高さが 2 メートル以上の箇所における作業 ③ 牛・馬・豚に接触し、または接触のおそれのある作業 ④ 酸素欠乏危険場所における作業（サイロ、むろなど） ⑤ 農薬散布の作業	指定農業機械を使用する作業及びこれに直接付帯する行為 (農作業場と格納場所間の運転・運搬を含む)	農作業中や事業の運営に必要な業務上の業務災害や通勤災害等。

* 厚生労働省が作成する「農業者のための特別加入制度のしおり」も参考としましょう。

集落営農組織における具体的な加入方法について

1. 任意組合の構成員（農業者）は、個人事業主の資格で「特定農作業従事者」又は「指定農業機械従事者」として特別加入するのが原則です。
2. 任意組合が「法人化」により、オペレータ等労働者を雇用すれば「労働者」としての一般加入と「役員」の労災保険特別加入制度が活用できます。
3. さらに、JA共済等の保険の活用についても検討して下さい。

集落営農組織における労災保険の加入形態

		組 合 員	雇用労働者	
			組 合 員	非 組 合 員
特定農業団体等	任意組合 〈民法 667 条組合契約〉	特別加入 (特定農作業従事者) (指定農業機械作業従事者)		
	人格のない社団 〈法人税基本通達 1-1-1〉	特別加入 (中小事業主等) (特定農作業従事者) (指定農業機械作業従事者)	一般加入	一般加入

		組 合 員				非組合員		代表理事 （理事・監事） 〈労働者性のない者〉
		法人が組合員を労働者 として <u>雇用しない場合</u>		法人が組合員を労働者 として <u>雇用する場合</u>		（法人雇用労働者）		
		“事業” 従事	“事務” 従事	“事業” 従事	“事務” 従事	事業従事	事務従事	
農事組合法人	従事分量配当制	特別加入 （特定農作業従事者） 又は （指定農業機械作業従事者）			一般加入	一般加入		特別加入 （中小事業主等） 又は （特定農作業従事者） 又は （指定農業機械作業従事者）
	確定給与制			一般加入		一般加入		特別加入 （中小事業主等） 又は （特定農作業従事者） 又は （指定農業機械作業従事者）

(備考) 法人に雇用されない組合員は、個人農業者として特別加入(「特定農作業従事者」「指定農業機械作業従事者」)の対象となる。
労働者を雇用する法人の代表理事と役員(理事)は、「中小事業主等」として特別加入が可能である。

農業者に係る労災保険加入の形態

	一般加入 (雇用労働者)	特 別 加 入		
		中小事業主等	指定農業機械作業従事者	特定農作業従事者
保険料率	13/1000	13/1000	3/1000	9/1000
保険料負担	事業主	事業主	加入者	加入者

(備考) 個人事業主の場合の本人の分の特別加入労災保険料は必要経費(法定福利費)ではなく、社会保険料控除(事業主負)の対象となります。法人の場合は損金(法定福利費)になります。

4 農作業安全に関する啓発資材等一覧

下記の資材等については、常時貸し出しをしていますので、地域での農作業安全啓発のための研修会や座談会等に御活用ください。

題 名	製 作	備 考	時間
農作業安全シリーズ Disc1 女性・高齢者の安全を確保しよう あなたの安全度チェック	(一社)日本農業機械化協会	D V D	4 7 分
農作業安全シリーズ Disc2 農作業環境丸ごと点検 農作業事故の実態と防ぎ方 トラクター転倒死亡事故を防ごう	(一社)日本農業機械化協会	D V D	5 1 分
セイフティアグリシリーズ Disc1 あなたを守る安全フレーム トラクター運転操作の基本 トラクターセイフティチェックポイント 農機の路上走行を安全に 地域ぐるみで事故を防ぐ トラクター安全研修の進め方	(一社)日本農業機械化協会	D V D	8 3 分
セイフティアグリシリーズ Disc2 春の農作業を安全に 中山間地の農作業安全 耕うん作業を安全に 秋の農作業を安全に 中山間地域の農作業安全 安全なコンバイン作業	(一社)日本農業機械化協会	D V D	9 2 分
セイフティアグリシリーズ Disc3 あなたのための安全保護具 事故を防ぐ農機の安全装置 安全確保のための正しい工具の使い方	(一社)日本農業機械化協会	D V D	5 1 分
地域で守る担い手の生命(いのち) 地域での話し合いから始める農作業	(一社)日本農業機械化協会	D V D	3 5 分
農作業安全診断ソフト 安全意識を事故点検しましょう	(一社)日本農業機械化協会	C D - R O M	—
農作業事故 ここがポイント	(一社)日本農村医学会	C D - R O M	—
ここがポイント 農作業事故防止 各論編 1. トラクターの事故 2. コンバインの事故 3. 耕耘機の事故 4. 草刈り機の事故 5. 脚立の事故 6. 農作業事故と労働安全の法律 7. 農作業事故・緊急時の対応	(一社)日本農村医学会	C D - R O M	—
農作業安全 e ラーニング ※インターネットで閲覧可能	農研機構 農業技術革新 工学研究センター	C D - R O M	—

5 農作業安全に関する参考資料

国や県が作成した主な農作業安全啓発資料をホームページに掲載していますので、ご活用ください。

(1) 農林水産省 農林水産省 農作業安全対策

検索

- ・ 農作業安全対策

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

- ・ 令和5年に発生した農作業死亡事故の概要

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/sizai/attach/pdf/240222-1.pdf>

- ・ 作業機付きトラクターの公道走行について

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/sizai/attach/pdf/250226-1.pdf>

- ・ 公道走行簡易パンフレット（直装式作業機・けん引式作業機）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/attach/pdf/kodosoko-7.pdf

- ・ 公道走行ガイドブック（直装式作業機・けん引式作業機）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/attach/pdf/kodosoko-2.pdf

(2) 岐阜県 岐阜県 農作業安全

検索

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1131.html>

(3) 農研機構 NARO 革新工学センター

農作業安全情報センター

検索

<http://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/el/>

農作業安全情報センター
農機安全 eラーニング

■ メインメニュー ■ このサイトについて ■ サイトの使い方 >> 農作業安全情報センター

農業機械を安全に使うためのいろいろな知識を、楽しく効率的に学べるサイトです。

※希望する項目をクリックしてください。

● 農業機械別 安全作業のための知識

 乗用トラクター (移動/耕うん作業/点検整備)	 自脱型コンバイン (移動/作業・点検整備)	 小型農機 (歩行用トラクター/刈払機)
--	--	---

Get ADOBE®
FLASH® PLAYER

各コンテンツをご覧いただくためにはFlash Playerが必要です。
[こちら](#)から無料でダウンロードできます。

農作業安全情報センター 農機安全eラーニング

Copyright © 2008-2016 NARO / UTokyo All Rights Reserved.

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）
事業者向け チェックシート

事業者名	
品目 (○を付ける。複数選択可)	米 / 畑作 / 露地野菜 / 施設園芸 / 果樹 / 酪農 / 肉用牛 / 豚 / 鶏 / その他 ()
記入者 氏名	
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

※GAPに取り組まれている方へ：2-(3)-①以外は、GAPの取組としても行われるべき事項です。本チェックシートを通して、これらの取組が実施できているか、改めてご確認ください。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる。	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等の資格を取得する。	
1-(1)-⑤	家族の話合い、職場での朝礼や定期的な集会等により、従事者間で作業の計画や安全意識を共有する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令や職場内の安全ルールを遵守する。 (法令による義務の例) ・トラクターで公道を走行するときは、作業機を含めた車幅等の条件に応じて、大型特殊自動車免許等を取得した者とする(道路交通法第85条等) ・労働者をフォークリフトの運転業務に就かせるときは、最大荷重に応じて、技能講習を修了した者とするか、特別教育を実施する(労働安全衛生法第59条第3項等)	
1-(2)-②	農業機械や農薬等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	

1-(2)-④	健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	GAPの取組を行ったり、作業安全対策に知見のある第三者等によるチェックを受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や農薬など危険性・有害性のある資材を適切に保管する。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の整備	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	機械・器具等の危険箇所を特定して改善・整備し、安全な作業手順、作業動作、使用方法等を明文化又は可視化して全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-③	現場の作業環境の危険箇所を予め特定し、改善・整備や掲示等による注意喚起を行う。	
1-(4)-④	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事事故例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事事故例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講じる。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える。	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(①事故直後の救護・搬送、連絡、②その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）
事業者団体向け チェックシート

事業者団体名	
記入者 役職・氏名	
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ―:該当しない
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。	
1-①	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-②	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-③	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。	
1-④	構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。	
1-⑤	構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。	
1-⑥	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。	
1-⑦	構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。	
1-⑧	構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。	
1-⑨	効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。	
2	構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。	
2-①	構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。	
2-②	必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。	
2-③	構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。	

ロータリー・ロールベラー等を 装着・けん引したままで 公道走行が可能になりました！

作業機を装着・けん引した状態のトラクターが、一定の条件を満たした場合に公道走行が可能となりました。周囲の方々への安全を第一に、注意して走行してください。

Q. 「一定の条件」とはどのようなものですか？

A. 灯火器類、作業機の幅、最高速度、運転免許、チェーンなどの確認が必要となります。詳しくはお近くの農機販売店や、地方運輸局、地方農政局、(一社)日本農業機械工業会にご確認ください。

例えば灯火器類なら……

- ・直装式作業機*を装着してトラクター本体の**灯火器類が見えなくなる場合は**、お近くの農機販売店で、**灯火器類を増設**しましょう！
- ・けん引式作業機*の場合は、トラクター本体の**灯火器類が見えていても**、作業機に**灯火器類を備える必要**があります。



<直装式作業機で本体の灯火器類が見えない例>



<けん引式作業機の例>

*直装式作業機：ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等のトラクターに直接装着する作業機。

*けん引式作業機：ロールベラー、マニユアスプレッダ等の車輪がついている作業機。

農林水産省

【お問合せ先】

農林水産省 生産局 技術普及課 03-6744-2111

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html



農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの 公道走行ガイドブック

直装式農作業機におけるチェックポイント

直装式農作業機（ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等、農耕トラクタに直接装着するタイプのもの（けん引タイプではない）であって、移動時に折りたたみや格納出来るものは折りたたみ格納した状態のものを）を農耕トラクタに装着した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

全てのチェックポイントをクリアできれば、公道走行が可能です。

✓チェックその1（灯火器類の確認）

農作業機を装着しても、灯火器類（ヘッドランプ、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー、後部反射器）が他の交通から確認できることが必要です。農作業機を装着した状態で、農耕トラクタの前方や後方から灯火器類の取付け状態を確認しましょう。



①確認できない（見えない）場合に必要な対応

所定の位置に灯火器類を別途設置する必要※があります。

※単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のいわゆる特定小型特殊自動車である農耕トラクタの場合、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプについては取付義務がないので、農作業機を装着した場合でも設置の必要はありません（その場合でも、ヘッドランプ、ウインカー、後部反射器は取付義務があります）。

トラクタの灯火器類が農作業機で見えない例



灯火器類の設置例

②確認できる（見える）場合でも必要な対応

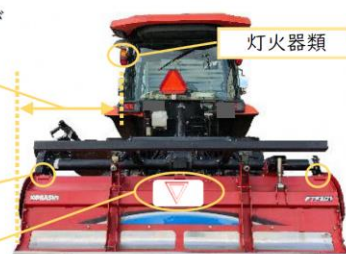
①灯火器類が確認できる場合でも、取付位置が最外側（農作業機の端）から40cmを超える場合は、農作業機の両端に反射器（前面白色、後面赤色）を設置する必要があります。

②保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

元からある灯火器類が最外側から40cm以内でない例

反射器（左右両側）の設置例
前面：白、後面：赤

制限標識



✓チェックその2（全幅の確認）

農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、幅が1.7mを超えていないか確認しましょう。

①幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

①農作業機の両端に反射器（前面白色、後面赤色）を設置する必要があります。

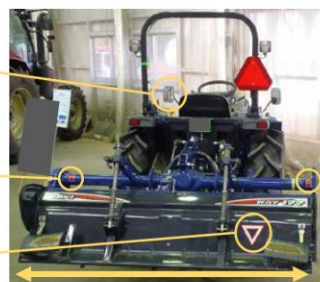
②機体左側にサイドミラーを設置する必要があります。

③保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

左側サイドミラーの設置例

反射器（左右両側）の設置例
（前面：白、後面：赤）の設置例

制限標識



農作業機を装着した状態で幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。

②幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

- ① 道路管理者(国道:地方整備局、都道府県道:各都道府県、市町村道:各市町村)から、**特殊車両通行許可を得る必要**があります(農道は許可を得る必要はありません)。
- ② 最外側が分かるよう、**前面及び後面に外側表示板、反射器、灯火器を設置する必要があります**。
- ③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、幅を他の交通に示すための表示「全幅〇.〇〇メートル」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ 運転者席にも幅を表示する必要があります。

※ なお、農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、幅が2.5mを超える場合、①1.7mを超える場合と同様に、農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。

農作業機への反射器(後面:赤)、
灯火器(前面:白、後面:赤)及び
外側表示板(前後両面)設置例



✓チェックその3(運行速度の確認)

農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性(傾斜角度)が変わるため、安定性の保安基準(30度又は35度)を満たせなくなる場合があります。

①安定性の確認方法

- ① 農耕トラクタと農作業機の組合せによる安定性の確認結果については、(一社)日本農業機械工業会のホームページで公表しています。安定性が確認されたものについては、15km/h以下の速度制限はありません。



(一社)日本農業機械工業会HP
<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>

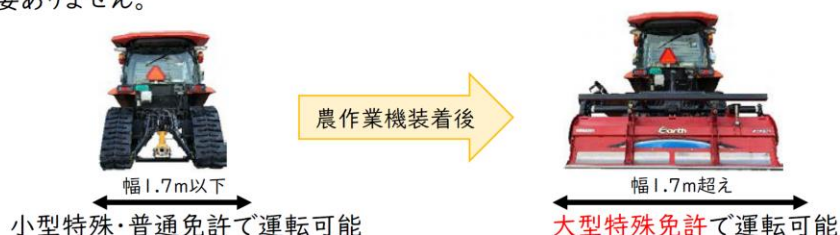
②安定性が確認されていない場合に必要な対応

- ① **安定性が確認されていない場合は、運行速度15km/h以下で走行する必要があります**。
- ② 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、運行速度を他の交通に示すための表示「運行速度15キロメートル毎時以下」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ③ 運転者席にも制限速度を表示する必要があります。

✓チェックその4(免許の確認)

小型特殊免許・普通免許で運転が可能なものは、農耕トラクタ単体又は農耕トラクタに農作業機を装着した状態で、**寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下**(安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあつては、2.8m以下)、**最高速度が15km/h以下の条件を全て満たす、いわゆる特定小型特殊自動車**です。このため、農作業機を装着することにより、この寸法等を超える場合には、これまでどおり**大型特殊免許(農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可)**が必要です。

なお、車検制度上ではこの寸法を超えても最高速度が35km/hを超えない限り大型特殊には該当しないため、車検は必要ありません。



けん引式農作業機におけるチェックポイント

けん引式農作業機が、構造要件や保安基準などの一定の条件を満たす場合、道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車として新たに位置付けられ（*）、公道走行が可能になりました。

このけん引式農作業機は、公道を走行する場合、道路運送車両法上「農耕作業用トレーラ」として**農耕トラクタとは別の「自動車」として扱われます。**

農耕トラクタで、マニュアルスプレッター、けん引式ブームスプレーヤ、ロールベア等をけん引した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

✓チェックその0（前提）

農耕トラクタとは別に農耕作業用トレーラとしての保安基準を満たす**灯火器類**をけん引式農作業機の**前面及び後面に備える必要があります。**

また、万が一意図せずに農耕トラクタとけん引式農作業機の連結装置が分離した時であっても連結を保てるように、**農耕トラクタとけん引式農作業機をチェーン等の丈夫な装置でつなぐ必要があります。**

なお、けん引車は農耕トラクタに限られ、けん引式農作業機に積載可能な物品は農耕作業に必要なものに限られていますので、コンバイントレーラ等の汎用性が高いものは注意が必要です。



チェーン等の丈夫な装置でつなぐ

前部反射器及び車幅灯の設置例



後部反射器及び灯火器類の設置例



✓チェックその1（灯火器類の確認）

けん引式農作業機は**農耕トラクタとは別の自動車として扱われますので**、連結時に農耕トラクタの灯火器類が見えていても、けん引式作業機には、前面に車幅灯及び前部反射器（白色）を、後面にテールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー及び後部反射器（赤色の正立正三角形）を**所定の位置に備える必要※**があります。

※単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のいわゆる特定小型特殊自動車である農耕トラクタでけん引するけん引式作業機の場合、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプについては取付義務がないので、これらを備える必要はありません（その場合でも、方向指示器、前部反射器、後部反射器は取付義務があります）。

✓チェックその2（全幅の確認）

けん引する農耕トラクタ単体が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、**けん引式農作業機の幅が1.7mを超えていないか確認**しましょう。

①幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

①農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。

けん引式農作業機の幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。

②幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

- ① 道路管理者（国道：地方整備局、都道府県道：各都道府県、市道：各市町村）から、**特殊車両通行許可**を得る必要があります（農道は許可を得る必要はありません）。
- ② 最外側が分かるよう、**外側表示板を作業機の前後に設置する必要があります**。
- ③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、幅を他の交通に示すための表示「全幅〇.〇〇メートル」を農耕作業用トレーラ後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ けん引車の農耕トラクタ運転者席にも幅を表示する必要があります。

※ なお、けん引する農耕トラクタ単体が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下で、けん引式農作業機の幅が2.5mを超える場合、①1.7mを超える場合と同様に、農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。

✓チェックその3（運行速度の確認）

けん引式農作業機には、ブレーキが付いていないものがほとんどです。ブレーキが付いていない場合や最大安定傾斜角度の基準（30度又は35度）を満たしているかどうか確認されていない場合は、連結時の**運行速度15km/h以下で走行する必要があります**。

その場合、

- ① 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、運行速度を他の交通に示すための表示「運行速度15キロメートル毎時以下」をけん引式農作業機後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ② 農耕トラクタの運転者席にも制限速度を表示する必要があります。



✓チェックその4（免許の確認）

けん引する農耕トラクタが、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下（安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあつては、2.8m以下）、**最高速度15km/h以下の条件（いわゆる特定小型特殊自動車の条件）を1つでも超える場合**、単体でもその運転には大型特殊免許（農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可）が必要になるとともに、その大型特殊自動車免許が必要な農耕トラクタで**車両総重量750kgを超えるけん引式農作業機をけん引する場合、けん引免許（農耕作業用自動車限定のけん引免許でも可）が必要**となります。

担当部署

特殊車両通行許可申請について：国土交通省道路局道路交通管理課

☎03-5253-8111

灯火器類・全幅・運行速度について：国土交通省自動車局技術政策課

☎ 同 上

(※)軽自動車税の納税義務について：総務省自治税務局自動車税制企画室
(小型特殊自動車となった場合は、軽自動車税の課税対象となり、市町村への申告が必要となります。大型特殊自動車については、引き続き、固定資産税（償却資産）の課税対象です。)

☎03-5253-5663

免許等その他の事項・全般的なことについて：農林水産省生産局技術普及課

☎03-6744-2111

農林水産省HP: http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html



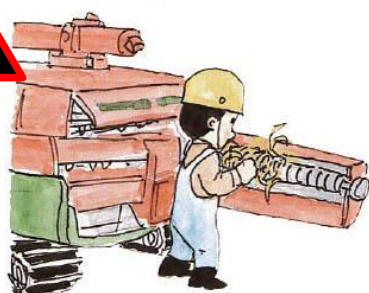
秋の農作業安全確認運動

展開中！



収穫作業で忙しい秋は、農作業事故が発生しやすくなります。
事故を未然に防ぐため、秋に発生しやすい **3** つの事故に注意しましょう。

1 コンバインへの巻き込まれ事故に注意！！



出展：農作業安全リスクカルテ（日本農業機械化協会）

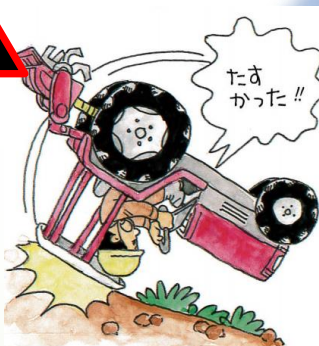


チェック

□ワラ詰まり解消、清掃・整備時は、
必ずエンジンを停止。

□手こぎは、**素手**で**緊急停止ボタン**
を押せる位置で作業。

2 乗用トラクターの転落・転倒事故に注意！！



出展：農作業安全リスクカルテ（日本農業機械化協会）



チェック

□走行通路状況の事前確認。

□無理な移動は避ける。

□**安全フレーム**を適宜正しく設置し、**シートベルト**を着用。

□ブレーキペダルの**連結確認**。

3 暑い時間帯の作業による熱中症に注意！！



出展：農作業安全リスクカルテ（日本農業機械化協会）



チェック

□**複数人**（2人以上）での作業。

□20分おきに**水分補給 & 休憩**。

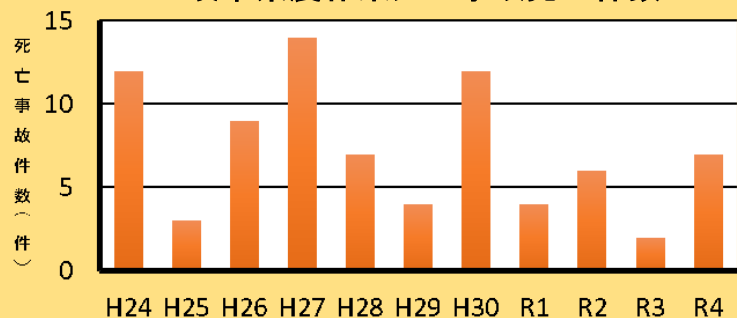
□熱中症**対策アイテム**の活用。

※ファン付きウェア、冷却ベスト、
ウェアラブル端末、ミストファン等

目指せ！岐阜県内農作業事故ゼロ



岐阜県農作業死亡事故発生件数



農作業事故防止に向けた「5つ」のお願い！

その1

安全対策の講じた
農業機械を購入しましょう！



出展：農研機構生研センター

その2

農業機械の点検・整備を
行いましょう！



出展：令和2年度ベテラン農業機械点検結果報告書(日本農業機械化協会)

その3

安全作業に必要な知識
や技術を習得しましょう！



その4

農作業事故への
危機意識を持ちましょう！



出展：日本農業機械化協会

その5

万が一の事故に備え労働者災害補償保険に加入しましょう！

労働者災害補償保険は、雇用労働者の業務災害の補償を目的とする公的保険ですが、自営農業者も、一定の基準を満たせば加入できる特別加入制度があります。

お問い合わせ

岐阜県農政部農産園芸課 TEL 058-272-8439

農作業中の

熱中症

に注意！！

農作業中の熱中症による死亡事故が高齢者を中心に増加しています。

今年も暑い夏が予想されています。

体調管理に気をつけ無理のない作業計画を立てましょう！

チェックポイント！



日中の暑い時間帯の作業を避けましょう！



帽子を着用し風の通る服装を心がけよう！



こまめな水分補給・塩分補給をしましょう！

岐阜県農政部農産園芸課
TEL: 058-272-8436

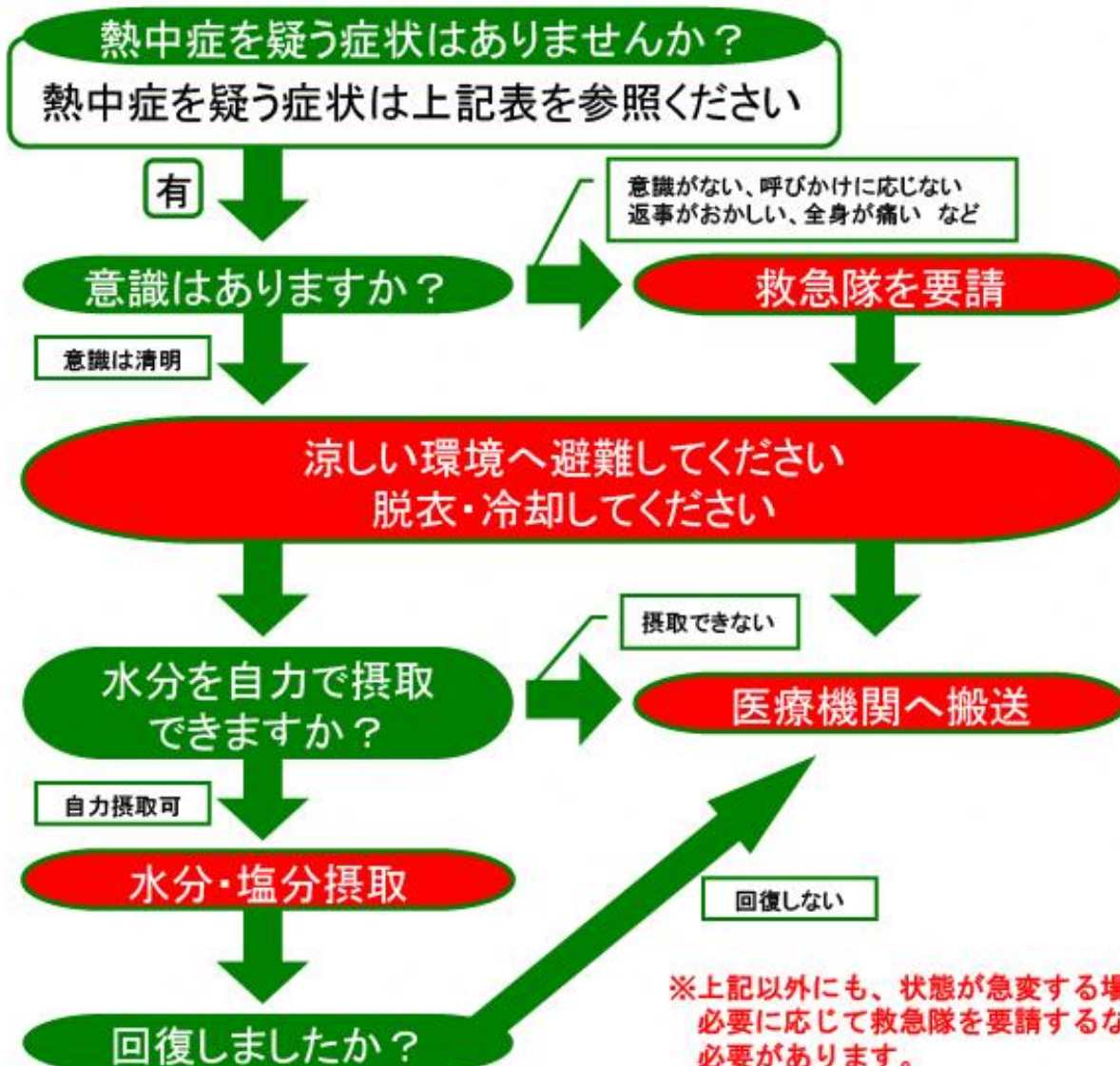
熱中症の症状

こんな症状がでたら、それは熱中症かもしれません。



I	めまい...「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛...筋肉の「こむら返り」のこと。「熱痙攣」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	重傷度 小
II	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感... 体がぐったりする、力が入らない、など、従来「熱疲労」と言われてきた状態です。	重傷度 大
III	意識障害・痙攣・手足の運動障害... 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつげがある、真っ直ぐに歩けないなど。 高体温... 体に触ると暑いという感触がある。従来「熱射病」と言われていたものが相当します。	

熱中症救急処置



注!意

農機具の

盗難多発!!



【主な盗難発生事案】

- ロータリー(アタッチメント)を外して、トラクターのみを盗まれるケース
- 倉庫を破られて盗まれるケース
- 農機を田畑に置いたまま休憩に入った時に盗まれるケース
- ユニック等で吊上げて盗まれるケース



今すぐやろう! 盗難防止対策

二重三重の
セキュリティ対策!

- エンジンキーは必ず抜く
- 野外に放置せず、倉庫に保管
- 倉庫の施錠と、センサーライト等の
防犯機器の設置
- ハンドルロック、ワイヤーロックの
活用
- 万が一に備え、農業機械の
機体番号の記録、保険への加入



ワイヤーロックの例



ハンドルロックの例

岐阜県農政部農産園芸課

（米麦大豆係）

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1

TEL : 058-272-1111（内 4119）

FAX : 058-278-2692